

第5回子どもの権利・参画のための研究会

平成18年6月5日（月）午後6時から
千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 千葉県における子どもの人権及び参画の実態把握のための
調査の実施方法について

(2) その他

3 閉 会

第5回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成18年6月5日(月) 午後6時から8時
場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
参加委員 池口紀夫委員 市川まり子委員 甲斐久美子委員
黒木裕子委員 佐藤浩子委員

事務局

開会に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。本日の次第や座席表のほか、資料1・資料2にはそれぞれ大人向けと子ども向けのアンケート案を訂正箇所を示した色刷りのものと、訂正後の黒字のものを作りました。

また資料3には実施方法案や今後のスケジュール等を示したものを、資料4は次世代育成県民会議への本研究会の報告案を作りました。過不足がないかどうかご確認ください。

よろしいようでしたら、資料の内容について若干説明させていただきます。

まず資料1についてですが、前回のご議論あるいはその後メール等でいただいたご意見を踏まえて、委員の皆様のを基盤に事務局としての案を作成させていただきました。色刷りのもので見ますと、黒字は委員の原案の部分、青字は委員からの訂正意見のあった部分、赤字は委員の意見などを踏まえて事務局として出させていただいた部分であります。その結果をまとめたものが資料1-2です。資料の2-1及び2-2は子ども向けの案を同じように訂正箇所を色刷りにしたものと黒字でまとめたものです。特に前文につきましては黒木委員が当事者である子どもの意見を聴きながらまとめさせていただいております。

次に資料3ですが、このアンケートをどのようにやっていくかということにつきまして、調査方法とスケジュールについて事務局案を提示してほしいという宿題をいただきましたので、このような案としてお示しさせていただいたところであります。

資料4についてですが、第1回の研究会でお話しましたとおり、本研究会は次世代育成のための推進作業部会に所属する会であります。その推進作業部会の親会というものに少子化対策を推進するための県民会議がございます。その県民会議が6月16日に開催される予定でありますので、本研究会の審議状況を報告する際にこのような案ではいかがでしょうかということでお示したもの

でございます。

では、今後の進行は会長にお願いいたします。

池口会長

それでは、議事に入りたいと思います。本日はご欠席の委員もいらっしゃいますが、しっかりやっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

いま事務局から話がありましたように、前回の議論を踏まえた上で、再度市川委員を中心に委員で意見をメール等を使って出し合いながら、それを事務局に示して事務局としての案を作って提案してほしいということであったわけです。この研究会が目指しているものは県民協働、「県」と「民」が一緒になって研究し作っていきこうということがあるので、そういう意味でも児童家庭課の皆さんと一緒に作っていくことは意義があるかと思います。今回はこの事務局案をもとに内容等について議論を進めて、その後時間があれば実施方法や今後の日程等についても話していこうと思います。よろしいでしょうか。

それではまず最初に事務局案について担当からご説明いただければと思います。

事務局

よろしくお願いします。市川委員を中心としてご熱心に考えていただいた案を基本に僭越ながらも事務局としてのたたき台を作成させていただきました。

いくつかの形で資料を用意させていただきましたが、分かりやすいのは色刷りのものかと思いますので、まずは大人向けの案を資料1-1でご説明いたします。

まず冒頭にコード番号がございました。これは前回のご議論の中で、親子で対比させたらどうだろうかということを受けて、その把握の必要性から挿入が検討されたものでしたが、事務局案としてははずしてお示しさせていただきました。個人情報に関わるのではないかと被験者が感じるような項目はなるべく無いほうが心理的圧迫がなく本音を引き出せるのではないかとことから一旦はずさせていただきました。

次に前文、呼びかけ文ですが、これも委員からご提示していただいたものを基盤に考えました。前文の最後に回答方法といたしましてファックスでの送付も可とすること検討してはどうかと思い、そのような一文を挿入してみました。また問い合わせ先は事務局としまして当方児童家庭課子ども家庭支援室という

ことで直させていただきます。

さて、内容に入っていますが、当初の案では質問の最初に回答者ご自身のことについて尋ねるいわゆるフェイスシートが置かれていましたが、これも先ほど申しましたとおり、最初に尋ねると心理的な圧迫が強く、回答に影響を及ぼしかねないとのことと言われておりますので、今回は質問の末尾に配置させていただきます。

次に文言についてになりますが、まず「子ども」という言葉が子ども一般を指して使われている部分と自分の子を指して使われている部分がありました。判断に迷うようなことを無くすためにも、自分の子どもを指して質問する場合には、「お子さん」という言葉を使うことによって、子ども一般を指す場合との混同を避けようと思いました。

またこれは皆さんでご議論いただきたい重要な点の一つかと存じますが、多岐選択法あるいは複数選択法といういわゆるクローズドエンドの質問が多く採用されていますが、その選択肢が多いものと12、3にのぼるものもあります。どうでしょうか、各項目を精査していくことで一つの質問に対して10個くらいの選択肢に絞り込むようなこともあっていいのかなと思いましたが、なにぶんにも力量不足のため今回の案ではそこまでは出来ていません。今後ご議論いただければと存じます。

なお、今申し上げたこととは逆になってしまうのですが、Q4では逆に選択肢を少し具体的にしてみました。「保育園や幼稚園、学校に行きたくなくなるのは」、という質問に対して選択肢の一つに、「保育園、幼稚園、学校のことが原因」というものがありました。そのところを具体的に、「先生のこと」、「先輩のこと」、「友達のこと」と分けて設定してみました。項目は増えてしまいましたが、中学生あたりの年代ですと、クラブ活動などを通じて先輩・後輩の異年齢間での経験などが影響することも少なからずあるのではないかとの推測からであります。ご意見いただければと思います。

また、一例ですが例えば質問項目の10番での選択肢の中に、「自分の意見を自由に言うことができ、大切に受け止められている」とありましたが、自分の意見を自由に言うことができることと大切に受け止められていることは別の事柄でもあるかと思いましたが、それぞれ別の項目として分離しました。また、この10番の質問文なのですが、「あなたが子どもにとって大切だと思うことは何ですか」、と聞いています。で、選択肢を見ますと子どもの権利についてのこ

とが項目立てられているのですが、子どもにとって大切だと思うことは、例えば自分で努力することであったりして、必ずしも権利のみに限ったものとも思われたい、かなり幅の広いものではないだろうかとの思いから、ここでは選択肢の方に膨らみを持たせてみましたが、権利のことに限定した回答が必要ならば質問文のほうを考えてみることもあるのかなと思いました。

それからQの12以降に、いわゆる子どもの権利条約についてのことがありますが、これも当初の配列ではもっと前のほうにあったのですが、質問事項の連関を図ることと、条約の主旨についての説明文を読んでいただくことを考えて、ここに置かせていただきました。また、細かな点で恐縮ですが、正式名称の児童の権利条約という言葉に置き換えさせていただきました。

続けて子どものほうの資料ですが2-1をご覧ください。

まず前文ですが、黒木委員のほうで子どもの目を通していただき分かりやすい文としてもらいました。事務局案もそれを踏襲させていただきましたが、全体として量を少なくさせていただきました。小学校の中学年くらいから対象とすることを考えた場合、やはり読む気になる分量があるのかと思いましたのと、実際にやる時には字のポイントもあげなければならないだろうし、ルビもふる必要があることなども考えれば、全体の分量がA4で何枚にもなりますと、それだけで、こんなという気が起こりかねないかなと思い、なるべく量を減らすことを考えながら案とさせていただいたところです。

それから内容や選択肢に関しては、委員からいただいたご意見をほぼそのままの形で踏襲させていただいたのですが、ただ一点、お考えいただければ幸いなのですが、Qの12のこのアンケートの一番のポイントでもあるところかとも思いますが、記述式の質問です。前問のQ11を受けて、「最もそれを強く思うときはどんなときですか、3つあげてください」とあるのですが、3つはどうでしょうか、あげきれぬかな、3つも書いてくれるかなということと、あまりそういうことを言うてはいけないのかもしれませんが、やはり実施の前提には処理ないしは分析の方法も考えなくてはならないかと思えます。ある程度の時間のなかでやらなければならないことを考えたとき、2000人がそれぞれ3つ書いてきたとして、果たして処理しきれぬだろうか、1つ書いてもらうだけでも2000種類の声となることを考えれば、最も強く思うもの1つでもいいのではないだろうかとの思いから、このような案とさせていただいたところです。大切なところかと存じますので、ご意見をいただければと思います。あ

とは大人版と同じようなところですので、ご覧いただいてご議論いただければと思います。

以上、雑駁ではありますが説明とさせていただきます。

池口会長

ありがとうございました。では説明がありました順にそつてまず大人版から資料を見ながらやっていきたいと思います。

では前文からですが、訂正のあったところも含めてどうでしょうか。

市川委員

私が皆さんからいただいた意見をまとめて事務局にお送りしたときには、実はもっと根本的な修正が入るのかなと思っていました。この質問は削つて、この質問を入れようとかの根本的なことはいいのでしょうか。事務局側としてもつとこういうことを聞きたいと思っていることがあれば出していただいたほうがいいかなと思うのですが。

池口会長

ちょっと、それだけでは事務局としては答えるのが難しいように思いますが。

市川委員

うまく整理していただいて、すっきりしたものになったのですが、もつとこういうことを聞きたいというのはどうなんでしょうかね。

事務局

私どもとしましては、委員の皆様のご意見やご議論を踏まえてというスタンスでおりますことと、この後でのお話ともなるかと思いますが、スケジュールの中でお示ししましたような、このアンケートの目的や課題、あるいは結果に対する分析の視点などについて、今回も含めてもう少しご議論いただくことで、自ずとそれが反映された形で整理されていくものとも考えています。前回までの状況では、まだそのあたりがはっきりと見えなかったところもありまして、現段階ではこのような案となったということでございます。

市川委員

それでは、まず先にそこのところをやらないといけませんよね。進めていく中で、あれこれ出てくることもあるとは思いますが、ここでこの案で詰めてしまつて、その後でいろいろ出てくるというのは順序が違いますよね。いまおっしゃられたように目的とそれをはっきりさせた上でもう一度これを見直さないとおかしなことになりますよね。

池口会長

そうですね。事務局としても、この目的だとかそれと各質問項目の関係だとかそういうことをしっかり議論してくださいということなのかと思います。そういうことをしっかり議論した上であれば、それならばもっとこういう質問が必要だとか、ここはこう修正したほうが良いというのが出しやすいですよ。

市川委員

実はこれを作るときに子どもに年齢が近い大学生に意見を聞いたのですが、子どもの実態、子どもの人権がどのように守られているのか、あるいは守られていないのか、という状況を把握したいということがあって、いま子どもたち、自尊心がないって言われますよね。自分が好きだとか大事だとか思えない、自分はだめな人間なんだ、自分なんか要らないんだ、そういう子どもの問題が大きいのではないかとというのがあって、そこでまず第一に「自分のことが好きですか」というのがあったのです。実はここに「生まれてきてよかったですか」というのもあったのですが、実際にやってみるとこれはなかなか答えづらいなっていうのがあってはずしたわけですが、こちらの投げかけと子どもたちの受け止めが違うなって思うのははずしていったんですが、「自分のことが好きですか」というのはやっぱり残したい。あと子どもの生活の中で一日の大半を占めるのは学校生活なんですよ。その学校生活を楽しく過ごしているのか、楽しければいいというわけでもないのですが、楽しくない理由の中に何か子どもとしての人権が守られていない、どこかで損なわれているものが見えてくるんじゃないかということで、学校生活がどうかっていう質問が出てきたわけなんです。

で、これは意識調査ではないかというご意見もあったのですが、私たちが考えますには実態調査というのは、子どもがいじめられてつらい状況にあるとか、なにかこう自己実現できない状況にあるとか、その子どもの置かれている状況というのが子どものつらい気持ちを通して把握できるのではないかとこのところがあるのです。実際にいじめられている件数が何件というのじゃなくて、子どもが今どういう思いで学校生活をしているのか、どういうことがつらいのか、その思いを聞くっていうのが意識調査なのですが実は実態調査なんじゃないかと考えました。

で、最初はつらいことばかり聞こうと思ったんですね。不安だったりつらかったりイヤだったり、っていうのを子どもにやったら、よく分からないって

いうんですよね。不安だったりつらかったりも全部含めてイヤなんですよね。大人から見ると不安な状況であったりつらい状況であったり分けて考えるんですけど、子どもにとっては全部イヤでいいのかなっていうことで。マイナス面を考えようと思っていたんですけど、マイナス面だけでなくプラス面から見てそのプラス面がどの程度の子がそれを感じ取れる状況があるかっていうこともやっぱり実態調査じゃないかなってことで、マイナスからだけじゃなくてプラス面がどの程度あるのか、楽しいと感じるってことも聞いてみる意味があるんじゃないかと。では、子どものそのイヤな状況の背後にいじめだとか体罰だとかいろんな問題があるってことで、それ自体の具体的なことを聞くっていうのは難しいと思ったんです。学校なんかではいじめの調査とか実態調査とかいろいろやっていますが、ここでは子どもの思いとか気持ちを通してそれを把握するっていう方向で質問を作ったっていうことだと思ってるんです。で、イヤな気持ちになったとき子どもは自分なりに何らかの対応をしているわけですよね。気持ちの処理をしたりとか、動いたりとか、それも大事なことだと思うんです。何かあったら全部大人が何とかしてあげなくちゃいけないっていうのじゃなくて、子どもなりの処理の仕方や対応の仕方、イヤなことつらいこととの向き合い方があるはずなんで、その部分は大人が支援してあげなくちゃいけない部分なんですけど、もうどうしても自分じゃどうしようもない状況があるとしたらそこが大人の出番かなっていう、だから相談しても仕方ないから相談しなかったという、じゃあその後どうしたのかなっていうことがあるわけで、その先がいろいろ考えられるんですが、とりあえず子どもへの投げかけとしては子どもはつらいイヤな状況のときにどうしようとしているのかっていう、これもやっぱり実態把握かなっていうところだと思うんです。で、具体的につらいイヤな状況のときに自分で処理できてすんでいけばいいんですが、すまないからいろんな問題が起きているかなっていう、そのときに適切な大人のサポート、相談相手が身近にいればなんとかなっているのだけど、子どもの身近なところに本当に相談に乗れる人がいるのかっていう、ここがちょっとメインかなって思うんです。本当に困ったとき相談する人がいるのかいないのか、それが誰なのか、友だちを相談相手としているっていうのはいいけど、でも本当に友だちで解決しているのかっていうとかなり不安があると思うんです。だからこれも私の考えでは実態調査と考えています。で、その結果どうだったのか。

あと、「ほっとするのはどういう時ですか」っていうのも子どもの今おかれている状況がどんななのか、だからこの質問についてもやっぱりいま子どもってほっとする時間があるのかなのか、それがどんなときなのかってやっぱり大人として知りたい。だから確かに漠然とした質問ではあるかもしれないんですが、こういうのに対してもっとほかの質問を投げかけたほうがいいんじゃないですかっていう意見があってもいいと思うんですが、私たちの間ではこれも聞きたいねってことで入れた質問なんですよね。ですから質問項目として削ったほうがいいのか、あるいはもっと代わりのものが必要かっていうことは考えていただきたいと思うんですよね。

「あなたのことを大切にしてくれる人がいるって感じているか」、これも感じているかどうかなんですけど、親とか先生とかはもうその子たちを大切に思っているし十分愛情も持っているし心配してるっていう、大人は思っているもそれがなかなか子どもに伝わっていないんじゃないか、それが子どもをもっと追い込んでいるっていうか、孤立無援の状態でなんか厳しい状況に追い込んでいるんじゃないか。だからどこでしたっけ、川崎でしたっけ滋賀県ですか、大人と子ども両方に調査して対比して集計していたんですけど、大人はもちろんわが子を大事に思っている、だけど子どものほうは親が自分のことを大事に思っていると思っていなかったりとか、そのギャップっていうのが結構数字的に出ていたんですね。だから本当に子どもがどう感じて、どう安心感を持っているか、自分のことを大事に思ってくれている人がいるかどうかっていうのは、自分の自尊感情ともつながってくる問題なんですよね。ですからこれも入れたい。

あとは子どもの権利状況というか、子どもの権利条約で言われているような権利が本当に守られているような状況かどうかっていうことを聞きたいっていうことでこの11番の質問を入れたっていうことで、ここに具体的な子どもの人権侵害の状況を聞くってことで、それまでは子どもたちの思いの面で問いかけてきて、あと相談相手がいるかないかというそういうところだったんですけど、ここで具体的な内容を聞いて、それに対して子どものどんなときにそう一番強く感じるか、どうしたらいいか、ということも意見を出してもらうことで子どもにも一緒に考えてもらうっていうことで、この間の池田さんの提案からこういう質問が出てきたのですが。

あと子どもの権利条約ですか、このことも子どもたちは知っているのか、またそれに対応して大人たちは本当にどの程度知っているのかどうか、そのこと

をやっぱり子どもにも大人にも聞いてみたいということで。そういう考え、思いで作りました。そういうことでよろしいでしょうか。

池口会長

今のご説明をきっかけとして、はいどうぞ。

黒木委員

基本的に今のご意見に賛成です。千葉県で無作為に選ばれた子どもたち何千人かが本当に日常的に楽しいのか楽しくないのか、どちらの意識なのかをまず知りたいとすごく思うんですよね。そういうふうに見たときに意識調査の裏側から実態を見ていくという方法はいいと思うんですよね。ただ少し思ったのは、この項目の中に、書いていくときに例えばその子にとって今どちらなのかなっていうのがどこで見えるのかしらって今思ったんですよ。全体を見て、いま自分がつらいところにいるのか、それともいやいやそうじゃなくてまあまあのところにいるのかっていうところが、Q1とQ2で少し見えるんですけど、Q2の質問は「あなたは学校生活が楽しいですか」ってなっていて、学校についてこれから聞くようになっているんですよね。ですから生活全体を通してあなたが今どんな状況にあるんですかっていうのはちょっと見えないかなって思いました。

池口会長

子どもの気持ちや意識から入る方法はいいんじゃないかと、そうじゃない方法というのは具体的な事実むけて項目を立てて聞くと、例えば大人でいえば、「子どもを叩いたことがありますか」というような質問だと思います。子どもからいえば「叩かれたことがありますか」というようなことで、これは極めて具体的な質問だと思うんですよね。このような方法も捨てがたい。子どもと大人の意識を対比することや子どもの権利条約を知っている人と知らない人とを対比するなどして集計分析をするっていう方法もやりやすいですね。ただそうすると子どもの権利条約に規準化されている権利内容は全部やらなければならないということになってくるんですよ。そこが悩みなんで、折衷案からいくと子どもの権利条約で最も中心的な部分である意見表明権を重視すれば、子どもの設問に「自分の意見が聞かれていますか」というものであったり、大人のほうでは「子どもの意見を十分に聞いて話し合っていますか」という聞き方になるわけで、そういうほうが具体性があったり全体の構造が見えやすかったり鮮明であったりする聞き方ではあるんです。今回のは子どもの日常的な気持ち

に沿って聞いているという意味ではそうなんですけど、そのかわりちょっと曖昧ですよ。「楽しい」というのは権利性が実現されているというように想定されるけど、それはどのようなことがその要因と考えられるか、授業のことだったり、部活のことだったりって具合に答える形になるわけなんですよね。

それ以外にこれを見ますと、「安心」というのが出てきます。好きっていうのは自尊感情、これは権利性を構成する大事な要因ではある。そういう自尊感情とか自己実現性それからつらいというのは自己否定性、それから安心できるということは守られている、これは権利性から言えば保護性ですけどね、ちゃんと保護されている、それを子どもの意識レベルで聞いているわけですよ。そういう特徴と弱点はあるんだと思うんですね。仮に意識調査にしてもですよ、こういう路線で行くにしてもですね、そのやっぱり子どもの権利条約が出てきた最も中心的な部分であり、また今日次世代育成支援計画の第1章の部分で重視した子ども自身の権利実現、つまり子ども自身が自分で成長していくことを支援していくという、子ども自身の成長を応援していくという意味ではやっぱり子どもの意見を出せるということ、それを大人が聞けるということ、これはやっぱり、今頃こんなことというのは申し訳ないですよ、意識調査にしても子どもの権利性からして最も重要なポイントなので、やっぱりこれは抜くことは困難かなと、そんな感じを持っているんです。そうすると項目が多くなってしまうから、同じ権利性でも権利侵害の内容もね、私は権利状況を考えたときには捨てるべきなんです。やっぱりその意味では、叩くか叩かないかっていう問題はものすごく重いと思っているんです。残念ながら数年前までは、児童福祉施設でも障害者施設でもこういう問題は深刻でした。

それから親、子育ての中で子どもを叩いたことがないという人のほうが少ないと思います。そういう意味でも叩くか叩かないかということは、極めて重要な日常的な課題だというふうに思っているんです。

滋賀県の集計結果を見ても、叩いてもいいと思っている人と、ダメだと思っている人ともものすごく拮抗していて、実は大人のほうが叩いてもいいという人が多いわけなんです。子どもはイヤだっていうほうが多い。というような他県の状況を見てもですね、千葉県ではどうなんだっていうのはどうしても聞いておくべきだと思います。あ、その前に学校生活のことで楽しいと感じるのはどんなときですかっていうのはいいんですけど、その後、行きたくないっていうのはありますよね。いきなり、「楽しい」に対して「行きたくない」っていうよ

りはね、「イヤな気持ち」でいいと思うんです。いきなり「行きたくない」というのは一般的に見ると不登校みたいな問題性みたいに受け止められると思うんで、そういう聞き方は無くてもいいんじゃないかと、「イヤな気持ち」というので捉えていいんじゃないかと、ただイヤな気持ちというのが、問7から8, 9全部イヤな気持ちなんだよね、ちょっとこれ分量的に多いんじゃないかと、意識状況からしてもそのことについてより詳しく説明を求めるという感じになってくるんで、「イヤになるのはどんなときですか」から始まって、「イヤになったらどうしますか」、「誰に相談しますか」、そこまで追及しなくていいんじゃないかと、「大切にされる守られている」というのは問12でいいんじゃないかと思うんです。確かに相談する人がいるかないかが子どもの人権が守られているかどうかに関わっていることは確かなんだけど。

甲斐委員

先ほどおっしゃっていた「叩かれたことがありますか」とか、親は自分の意見を聞いてくれますかとかいうような問い方だと○×式とかにできますよね。そういう意味でこのアンケートの中の3番と5番、3番では楽しいと思うときはどんなときですか、5番ではイヤな気持ちになるときはどんなときですか、これは答え方が、どれに○をつけるかということがちょっと、答えづらいようなことがあるかなと、ここを○×式で、例えば授業で先生の話が面白いですか、○×みたいな、親は自分の話を聞いてくれますか、みたいな聞き方すれば答えやすい、親も子どもも答えやすいのではないかなとちょっと思いました。

池口会長

答え方と基本的なねらいの部分と両方あったと思うんで、その辺をちょっと議論したいと。

市川委員

確かに面白い発想で、先ほど黒木さんもおっしゃっていたように、どっちなのいま子どもはと、○か×かだとはっきりしますよね。○が多いのか、×が多いのかで。叩かれたか、○か×かではっきりしますよね。

池口会長

そうとは限らないですよ、○か×かではきついこともありますよ。たまには叩かれることがある、一、二度ならあるということもある、○か×かがはっきりしているとも言い切れませんよ。たまにはあったよというのね、ないとね。

市川委員

項目がいっぱいありすぎるから、〇×厳しいかなとも思うけど、子どもがいまどっちの状況なの、という聞き方がこれにはやっぱり足りなかったかなと、そういう弱点ありますよね確かに、叩かれているか叩かれていないかというのも含めてどっちが多いのか、どっちよりなのかというのがないと・・・

池口会長

ちょっと待ってください。答え方のところは後にして、そのもともとのところ、つまり何のためにこの質問項目が必要なのかというところの話、実は今ごろこんなことを言っていては申し訳ないと思っていますが、やっぱり権利条約の権利性を意識して聞いていくというやり方も捨てがたいところもあります。ちょっとさっき申し上げたんですけど。その辺によってはちょっと変わってくる内容それ自体がね。

いわゆる子育てに対して、「子育て」といったときに絶対中心的な命題は意見を聞いているかどうかですからね。

黒木委員

Q11 のところで、あなたがいま特にそうだと思うことはどれですかということところで一応意見表明権のことは触れているんですけどね。全体の中の一部分ですよ。自分の意見を自由に言うことが出来ない、自分の意見をちゃんと聞いてもらえないという項目は入っているんですよ。で、叩く・叩かないという問題、体罰の問題は全体には何もない。

池口会長

まったくないかということ、列挙してあるからQ7のところで・・・

黒木委員

はい、「暴力を受けることがある」と、非常に曖昧だけれど一応ちょっとは入っていますけどね。これくらいで収めてしまうのか、あるいは抜き出すのかという問題はあります。

市川委員

そうしますとこの11番の問題をメインにするのかということですかね。全部組み替えて・・・。ここにあることはあるんですよ。ただそれが本当にどれだけ守られているかどうかという質問にするのかどうかということですよ。

会長

それか、折衷案か。

黒木委員

もうひとつ、学校生活の中でイヤな気持ちになるというところからイヤが多いというところをもう少し整理できないかと思うんですよね。そうすれば後ろのところでもう少し権利侵害のことに聞いてもボリューム的になんとかいけるかも。折衷案ですけどね。

あと自分のことが好きというのと、いまの自分の環境に満足しているみたいなのがあったらいいかなと思います。突然学校なんで、もちろん学校だけじゃなくて、地域の中でも生きているわけだし、家庭の中もあるし、全体で見て自分がいま満足しているかっていうのはちょっと聞いてみたいなと思うんですよ。それから下がっていくみたいなの。「自分のことが好き？」「自分の環境に満足している？」それからじゃあ学校聞くっていう感じになるのかなって気がします。

池口会長

特定の場面関係だけじゃなくて、全体としてと。

市川委員

そうしますとね。「いまの環境に満足しているか」という言葉じゃ分からないですよ。なんかいい言葉ないですかね。環境とかじゃダメですよ。「毎日、どんな気持ちで過ごしていますか」、「まあまあいいかな」とか、なんかそういう・・・「朝、気持ちよく起きられますか」とか・・・

池口会長

ちょっともうひとひねり・・・

市川委員

難しいですね。いまのどういう状況なのか、つらい状況なのか、まあまあなのか、それを聞く言葉っていうのは難しいですね。

黒木委員

具体的な表現は考えるとして、そういう一項を入れるというのはどうでしょうか。

市川委員

いいと思います。

それで11番の言葉が、私たちが考える子どもの権利なのですが、子どもが自覚していない権利かなってところがあるんですよ。これが満たされれば子どもは毎日がいい状態で過ごせるのかっていう、その辺が難しいところです。だから子どもにとってその比重がぜんぜん違うわけですよ。子どもの意見を自

由に言うことが出来てちゃんと聞いてもらえるという、この全体のいろんな権利がある中で子どもにとって最も大事というか、それは個人差もあるだろうし、だからその中で特にこのことは聞かなければというのを取り出す。さっきみたいにね。全体をバラけて質問するんじゃないくて、もっとどれが自分の権利でどれが満たされていないかどれが不満で、というのが分からない状況で、でもそのイヤな状況っていうのを聞いて、でその中で特に聞きたいこの部分は取り出して質問を投げかけるという、これを全部取り出すというのは私も考えたんですが、それはあんまり意味がないかな。だからやっぱりこのことだけはこのところを一つ項目を設けて聞くっていうのが折衷案ですかね。

池口会長

そうですね。より一般性が高いというね。子どもの意識に沿ってという意味での弱点は、子どもが普段意識していることに逆に言えば縛られるわけ・・・そういうことはあんまり意識はしていないんだけど、子どもの権利ということを考えるにあたっては、その点をこちら側から尋ねる、尋ねることによって考えてもらうというねらいをおかない限りはそれはできない。特に子どもの権利性については、普段権利性を子どもたちが意識して行使できていれば、もともとこんな研究会いらないわけですよ。そういう意図性は抜けないんじゃないかというのはずっと私が思っていることで。ではどこを捨てて、どこを尋ねるかというのには確かに難しい話なんですけど、残ったところは残ったところでこの辺で最後にやっぱり、例えば障害や能力・国・言葉・男女などの違いで差別されているなんて実際は重大問題ですよ。普段あんまり意識していない面も大きいからね。

市川委員

そうですね、これは子どもの権利ということで列記したいっていうのがあるんですよ。この質問はこの質問で残さなければと。

さっき、イヤな気持ちに対していろいろありすぎるという話だったんですけど、やっぱり私これは聞きたいなど、ただその他があるんで質問項目はある程度絞ってもいいかと思う。それ以外はその他に書いてもらえばいい。ただ子どもが「イヤな気持ちになったとき、あなたはどう思いましたか」、「どうしようと思いましたか」、「どうしようと思ったか」とかね、ただ「生きているのがイヤになった」とかいうのもあるけれど、「どう思いましたか」にしたんですけど。これは聞きたいなど。これは残したい。ただイヤな気持ちになっている、それ

だけじゃなくてその先を子どもはどうしようと思っているかとか、どんな気持ちになっているかとかいうところは聞きたいんですよね。私たちとしてはこれは残したい。

池口会長

気持ちは分かりますよ。

市川委員

だから削るっていう作業をする場合に、「誰に相談しますか」っていうのは例えば「相談する人はいない」、ここはもっと絞って、その他括弧でいいと思うんですけどね。ただ質問項目としては残したい。削らないでという意見なんですけど。

池口会長

その場合はねらいを明確にしないと。

市川委員

子どもがイヤな気持ち、「どんなときにイヤな気持ちになっていますか」ってことをまず聞きますよね。その先、子どもは実際に動いているのか、ただじっと我慢しているのか、本当にもう死にたいような気持ちになっているのか、ここ大事だと思うんですよね。そのときに、ちゃんと相談してくれているのかっていうのがね心配なところですよ。前にいじめの調査を小学校でやったことがあったんですが、かなり親とか先生とかに相談していないんですよね。友達っていうのが一番多くて、なかには犬なんて書いた子がいて、本当にいじめの問題とか不登校の問題とか、あとでいろいろな問題が見えてきたり、だから本当に困ったときに誰かに相談しているのかってところはね、「誰かに相談してますか」という質問にして「してる」、「してない」とかね、誰にといいよりは「してる」「してない」というほうがいいかもしれないですね。そうすると6と7を一緒にしてもいいかもしれないですよ。「あなたはどう思いましたか」って「誰に助けてもらおうと思いましたか」、「だれ」って、だからこれは一緒にしてもいいかもしれないですけど、そこはやっぱり聞かないと。聞きたい内容ですよ。だからかえって漠然とした、「大切にしてくれると感じる相手」、これはやめてもいいかなと、思いとしてはこれも聞きたいけど、優先順位からしたらこれ聞いてもどうしようもない部分もあるし・・・

池口会長

そんなこともないでしょう。大切にされているというふうに感じている意識

というのは裏づけとしては保護を受ける権利が実体化されている裏面なんですね。いまの「支援を受けられる人がいるか」どうかっていうのは、相談できる人がいるかどうかということになるんで、それは保護を受ける権利の実体になるわけでね。

市川委員

そうしますと、「誰に」っていうのじゃなくて、「大切にされていると感じる人がいるか、いないか」とか、そっちの聞き方のほうが誰からも大切にされているって感じてない子がどれくらいいるっていう把握には、いるか・いないかの方がね、誰っていうよりは。

この「いない」っていうのを聞いたかったの本当は、だから、「いるか・いないか・わからない」っていうほうがいいかもしれないですね、こんな具体的によりも。

池口会長

ちょっと戻りますが、私が提案した「意見をちゃんと聞いてもらおう」っていうのはどうですか。これは問11の内容からいうと、1番もそうだし、2番にも関わるし、3番にも、4番にも関わるし、5番にも関わるんですね、そういう意見表明権というのは。もっと広く言うと「教えてもらいたい」という意見にもなるし、「助けてもらいたい」という、そういう子どもの、問題行動を通じて助けて欲しいっていう表現にもつながるし、やっぱり意見表明権というのは全部の根底に中心に関わる権利だといっていると思うんですよね。で、叩かれる云々っていう、これが全国状況、千葉県状況からしても一番危険なのは虐待状況だと思うんですけど、虐待までいく状況の基調にあるマイナス状況だと思うし、簡単に叩いてしまうといういまの状況からしてあったほうがいいんじゃないかな。

ゆっくり休んだり、休息とか余暇とか、そういう面はあえていえば「ほっとできる場があるか」とかにも連携していくと思う。

市川委員

じゃあですね、「あなたは一日の中でほっとする時間がありますか・・・ある、ない、わからない」、で「あなたのことを大切にしてくれると感じる相手はいますか・・・いる、いない、わからない」、「あなたは意見を自由に言うことができますか」とかね、そういうのにしましょうか。「普段、大人に叩かれることがありますか・・・ある、ときどきある」、それを少し、「どんなときなんですか」じ

やなくて、「ほっとするときがあるのか、ないのか」、「大切にされていると感じているのか、いないのか」、そういう質問にすれば、さっきの実態把握が出来るんだって今気付いたんですけどね。そういう質問のほうが意味があるかなっていう、だから「イヤな気持ちになるのはどんなときですか」っていうのは、やっぱりここはこういう聞き方が必要かなって思うんです。「ある・ない」じゃなくてね、あると思うんですよ。だから「どんなときにそう思っているか」って聞く質問と「あるか・ないか」と聞く質問と両面が無いとダメですね。

池口会長

そういう流れになってきていますが、この辺までの意見を聞いて事務局のほうで何かありますか。

事務局

ただいままでのご意見を伺っていますと、この調査においては、意識調査を裏づけとした実態把握ということに主眼を置くということに集約されると思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。従いまして実態把握として統計上処理しやすい設問も工夫しますが、たとえば問11とかに関してはこういう設問方式で実態把握ということになると。それでもう一つには、「イヤな気持ちになる」というこの辺につきましては結論としてはそのままでしょうか。

池口会長

今日、完璧に固めるには若干問題もあるので、余地も残しながらでどうでしょうか。

事務局

それともう一つ確認させていただきます。問11中心ということで議論が展開しているかと思うんですが、7番「暴力を受けること」、体罰「叩く・叩かない」この辺のところは独立項目にするということのご意見でしょうか。

池口会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、そういう独立項目ということで。

市川委員

その独立項目にするということは問11をなくしてしまうということでしょうか。これはこれであると…

池口会長

それは残したほうが良いと思いますよ。

市川委員

残して、その先を子どもに聞くという・・・

池口会長

先をというのとは？

市川委員

最も強く思うものを一つ選んで、どんなときにそう思うかって、それと抜き出し方を工夫しないとダブったことになっちゃうんですね。だからその辺の工夫が必要だと。

黒木委員

問1 1はこのまま残して、それで池口さんがさっきおっしゃっていたように、子どもは自分が権利侵害されていると思わないっていうことがすごくあると思うんですよ。例えば親に叩かれても自分が悪いって思うことが多々ありますし、そういう意味でやはりきちっと聞く、本当に命の保障とか体罰の問題はちゃんと聞く。それから意見表明権ですか、それについても抜き出して聞く。2項について抜き出してきちっと聞くということにしたらどうですか。池口さんの意見に賛成です。

池口会長

もう少しあれば・・・

事務局

よろしいでしょうか。先ほどから「イヤな気持ち」というところで、ご説明の中で、不安とかつらいとかいうお話をされていたんですけど、「イヤな気持ち」ということを子どもたちが理解できるのだろうか、もう少しほかの言葉で言い換えられませんか。

市川委員

ちょっと前のを持ってこなかったんですが、「不安になったり、つらくイヤな気持ちになったり」でしたっけ、こちらとしては「イヤな気持ち」の中身として不安であったり、つらくとか、イヤなとかやったんですが、幅広く考えたほうが良いということでそういう言葉を列記したんですが、かえって子どもには分からないといわれまして、いろんなことを同時に聞いているようになってしまふからということで。

小学生にやったところ、不安なものつらいのもみんな「イヤな気持ち」なんだったということをお話されて、それで「イヤな」ということに絞っ

てしまったほうが分かりやすいのかな。大人は子どもがおかれている宙ぶらりんでイライラしてなんかそういう状況を「不安」って言うけど、子どもはそれを「不安」とは自覚していないですよ。なんかよくわかんないけど、「イヤな気持ち」っていう状況を、大人が「不安」だったり「つらい」だったり「重苦しい」だったりと言うんですけど、大人の解釈でそういう言葉を当てはめているだけで、子どもに伝わるのは「イヤな気持ち」でいいのかなっていうことでこういうふうにしてしまったんですけど。

事務局

統計的なデータで使うときに、感覚的な言葉でデータを統計的に捉えるというのは正しいデータになるのかどうか非常に疑問に思っているんですけど。

あともう1点、説明を加えなければならないものもいろいろあるんですけど、これは小学校、中学校、高校なりに協力をいただかなければならないということになって、後でご相談する必要があると思うんですけど、協力を得なければならぬという話があるのであれば、やはりそれぞれの項目がどういうものを確認するためのものかということ、さきほど口頭で説明していただいたのですが、私どものこの質問項目を最終的に教育庁あるいは市町村の教育委員会に相談するとき、この項目によってどういうことをするっていう目的をきちんと説明する必要があるんで、その辺も含めて整理をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

池口会長

おっしゃるとおりだと思います。さっきの1点目の「イヤな気持ち」は想定すれば、極めてあらゆる場面とか内容とかに相当するわけで、例えば、「あの先生がイヤだ」というのも入るだろうし、「この友達がイヤだ」というのも入る、あるいは「授業時間が長くてイヤだ」とかね、あらゆる場合が出てくる。「給食のあのおかずがイヤだ」とか、身近なことがいっぱい入ってくるから、「夏、冷房がないのがイヤだ」とか、いっぱいどんなことでも入ってくるし、子どものおかれた状況とか嗜好によっても変わってくるわけですよ。「隣の人は臭いからイヤだ」とかね。「イヤだ」というのはそういう具合にすべてを含んでくるから、それによって権利があまり実現していないとかね、そういうことに結びつけるのは極めて危険であるという側面がある。

意識調査といっても、子どもの権利性の意識調査をやっているわけだから、それによって権利性の実現状況だとか、そういうものを調べるということにな

るんで、そこからそういうものに結びつけていくのは極めて危険だという点ではただいまのお話は私なりの引き寄せ方では妥当かもしれないなんて思います。

一般的に、統計的にいく場合のこともあるんだけど、それよりも統計自体からいえば感覚的である統計もそれはありえますから、それはかまわないんですが、今の我々の目的からいうとそういう危険は乗じるなど・・・、「サツマイモが嫌い」なのがどうして権利性の侵害につながるかなんて、それは全然おかしいことになっちゃうわけで、「イヤ」というとそういうのも全部入っちゃう。大人の側から、それこそ権利性の侵害につながるんじゃないかという思い込みにつながるかもしれない。だったら「つらい」っていう、同じ感覚でもね明確に「つらい」っていうふうに表現したほうが目的、ねらい、聞いている意図は明確だっていうふうにはなる。「不安とつらい」とかいろいろ連ねると、もうまるで答えにくくなっちゃうとは思いますが。

そんな理解でどうでしょう。

事務局

統計的なデータを求めるときに、何を根拠にこういうデータを聞くのかということ相手を示せないといけないと思うので、そういう整理をしていただきたいと思います。

子どもの問の7ですが、これは「誰に相談しますか」ではなくて、「相談しましたか」ということではないのでしょうか。問の5とか6は「どんなときですか」、「どう思いましたか」という話なんですけど、それを「誰に相談しましたか」という話であって、これから「相談する」かではなくて、「したか」という話ではないかなと思いましたけど。

市川委員

先ほどの「つらい気持ちになったとき相談する人がいますか」にした方が、「相談する」・・・それから「つらい気持ちになったとき相談する人がいましたか」、「いましたか」ですかね・・・

池口会長

いや、いまの事務局の話ですと「つらい思いをしたときに誰に相談しましたか」ということですよ。

市川委員

それはこのままの、これを「したか」というふうにした方がいいということですよ。たださっきここをちょっと整理しようとしたときに、相談する相

手があるかないかをはっきりさせたほうがいいんじゃないかということでしたよね。で、相談する相手がいるのか、いないのかとした方がはっきりしていかってことで、相談する相手がいるという場合に、誰？とそれを括弧書きで書いてもらった方が質問も短くなるし。

甲斐委員

その問い方を「誰にしましたか」としても、その次の一番目で「相談はしなかった」ということで含まれると思います。

市川委員

ただ、質問を短くして、ほかのを増やすために削る作業っていうか、14まであるから、それを「相談する相手があったか、いなかったか」、いたとしたら「誰だったか」というふうにした方が短くなるし、選択肢が少なくなるかな、こんなにだあーと書くんじゃないかと。

甲斐委員

じゃあ一番で「相談する人はいなかった」、「相談した人は、それは誰か」として記述にして書くってことですか。

市川委員

「相談する人はいましたか」、「いた・いなかった」、「いた」としたら括弧して誰っていうね。

池口会長

いや、記述はなるべく避けたほうがいい。それこそ集計上もね。記述入れると大変ですよ。

甲斐委員

このままでいいんじゃないかしら。「相談しましたか」に変えるだけで。

あと付け加えてなんですが、10番は同じようなことを聞いていますよね。相談するということは大切にしてくれているから相談するんじゃないかなと思うので、二重に聞いているような感じで、もし削るんなら、先ほど市川さんもここ要らないのかなっておっしゃったので私もそれは同じようなことを聞いていますので、カットするんだったらここは要らないのかなって思いました。

また、戻ったことを言うようなんですけど、感覚的な質問ということじゃないしに、3番と5番というのは羅列して、先ほどは〇×式って言いましたけど、1番2番のような聞き方で、4つくらいの項目で「まったくない」とか「よくあ

る」とか、そういう聞き方すれば統計しやすいのかなと思いました。

学校の協力を得なければならないということに対しては、千葉県の子どもの現状を知るためということに結果が出てくることで、何か目的というのは、このアンケートを書いているうちに子どもが児童の権利条約について意識できるようになるってということなのかなと思います。

池口会長

さきほど事務局からあった2点目、全体的な目的と各項目、特にその質問の根拠を明確にするという作業だと思いますので、それは今のこの時間でなすことは困難ですので、次回までに私のほうで提案します。事務局のほうはそういうことでよろしいでしょうか。もちろん相談します。

時間的なこともあるので、細かな文言に関してはまだ十分に検討していないので、次回までにメール等でよければよい、拙ければ意見を出して、その辺のところが不十分なんで積極的に意見を出してもらおう。

あと実施計画について、一応ご提案をしていただいて、時間があれば検討するというところで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ事務局の方で実施計画等について、ご説明いただけますか。

事務局

それでは資料3を土台に説明をさせていただきます。

まず具体的な実施方法の案なのですが、この後で、教育庁等の関係機関との十分な協議の上で成案化していくことが前提になりますが、いまのところということで申し上げますと、対象を9歳から17歳とするということ踏まえさせていただいた際に、そのすべての年齢にくまなく聞いていくということは標本数の問題もあってなかなか大変かなということで、学齢をもとに抽出していくことを考えたほうがいいのかと考えてはいます。例えば、小学校4年生、6年生、中学校2年生、高校2年生などという具合にということなのですが。

また面的な部分ですが、やはり地域性を考慮しないといけないかなと、その地域的なバランスの中で学校単位に小中高校でお願いできればなと思っているところなのですが、具体的にどのくらいの規模で、学校数でということになりますとこれは教育庁とのご相談の上になってまいりますので、今後内容等も含めてご協議をお願いできればと思っています。

そのご協議の際に、当方の作業、とりわけ集計などを考えないわけにもまいりませんので、およその数というものをもってお願いができればと思い、資料

3には、大人子どもともに約2,000名、合計4,000名程度ではいかがでしょうかということで載せさせていただいております。

また実施に向けましては、県教育庁並びに市町村の教育委員会にご協力をいただいた上でとなりますが、学校で、各教室で質問紙を配布していただいて、子どもを通じて家庭にも届くようにしていただいて、それぞれ家庭で答えてもらったものを郵送で送り返していただく、というような方法を考えているところではあります。あと、今回の質問紙案に提案させていただきましたが、ファックスによる送付も可としてはどうでしょうかと思っているところで、そのあたりも皆様でご協議いただけると存じます。

なお、その後の分析についてですが、具体的なデータの分析は本研究会の皆様をお願いしなければならないと思いますが、集計等の作業につきましては、どのようなポイント・視点を持って集計を進めていくのかということをご議論いただいたうえでお示しいただいた上で、作業につきましては委員の皆様と事務局とでご相談させていただければと思っています。

そして最後は公表となりますが、これは既にお話にも出ておりましたとおり、県のホームページで公表するほか、対象となった学校にフィードバックしていくことも行わなければならないと思います。

以上のことを基本に、その日程案を資料3の裏面に記載させていただきましたが、今後学校は学期末から夏休みへ入っていきますので、夏休み頃までに関係の機関等とのご相談の上に課題を整理して準備を進めさせていただいて、実際の実施を2学期の前半でお願いできればと考えさせていただいておるところです。

また、集計・分析ですが、もちろん方法にもよるわけですが、年内、大人と子どもで2,000・2,000となりますと、回収率にもよりますが、やはりそれなりの時間をかけなければならないかなどのいうことでスケジュール案を示させていただきました。ご協議よろしく願いいたします。

池口会長

いまの事務局からのご提案についてご意見があればお願いします。

市川委員

いま、回収率というのが出たのですが、親・子ども各2,000というのは回収が2,000ということですか。学校を通じてやるとかなり回収率は高いと見ていいのか、よその県ですと半分ぐらいというところもあるんで。

事務局

言葉が足りずに申し訳ございませんでした。大人・子どもそれぞれ約 2,000 程度というのは、質問紙を配布する対象数として考えているところです。

黒木委員

調査を実施して分析が始まるわけですけど、分析の期間が年内いっぱいというのはちょっと短いような気がします。アンケートを配布していく時点で、私たちは分析の方法を考えていなければならないんですが、8 月くらいからその方法を考えていくんだろーと思いますが、12 月くらいまでの終わられるかなと、ちょっと見えませんが、これで大丈夫でしょうか。

事務局

確かにご心配のとおり部分があります。実施や回収が順調にあって、集計作業などもうまく進んだとして、なんとかこれくらいにはどの目標でありまして、集計や分析の方法、あるいは今後詰めていただく質問の内容、記述式がどのくらいになるのかなどといったことによってはさらに時間がかかることも考えられるところだとは思っています。努力目標として年内と考えさせていただいているところなのですが。

池口会長

確かにそれくらいのペースでやらないとこの研究会の目標は難しいと思います。あと、先ほどの 2,000・2,000 はとても重要な問題で、標本数として、こういう調査にふさわしい標本数であるかという点と、作業可能かどうかという点や費用の問題と、その 3 つが絡んでくるのかなと思います。標本数云々で言うと、回収率が少なくても実際上 3,000 くらいとなりますと、この種の調査としますと他県から比べても非常に低い水準のものとなりますので、そのへんはもう少しがんばらなければならないんじゃないかなと、例えば、滋賀県の場合でも標本数が子ども大人合わせて 6,000 ですからね、半分になる可能性がある。集計の問題はがんばるしかないとして、費用の問題等は県のほうでがんばっていただくしかないと思いますけど、目的に対する標本数ならばもう少し上げておかないと、100%回収なんて絶対にありえなくて、5割じゃとんでもないとして、7割くらいいけばいいというのが常識ですからね。そういう点からすると 100%でも 4,000 なわけですから 3,000 を下回るとなるとちょっと信憑性にかけるんじゃないかと思うわけです。

事務局

恐れ入りますが、ただいまの数字は会長のおっしゃるように3つの要素のところからもってきたところではありますが、これは相手方の学校にもよりますので、ご意見は参考に鋭意努力させていただきますが、受けてくださる学校の児童・生徒数によってもだいぶ違いますので、なるべく各3,000を目途にがんばるということによろしいでしょうか。

池口会長

はい、よろしくお願いします。他にご意見ありますでしょうか。

確認ですが、この方法ですと、配布を学校にお願いして、で回答は封筒に入れてもらって、もちろん切手の貼られた封筒ですから、親子別々にね、費用的にいうと切手代が主たる支出となる、あと封筒代と。それが大丈夫かどうかは、どうなんでしょうかね。

事務局

努力してみたいと存じます。

池口会長

ありがとうございます。

教育委員会のご協力が得られるかどうかはこれからのことですから。あらためてよろしくおねがいすることになりますけど。

他にいかがでしょうか。

年齢区分はどうでしょうかね。

事務局

説明させていただいたのは、9歳から17歳ということですので、たとえばこれを1歳刻みにやるとかなりバラけてしまうので、例えば小学校4年・6年、中学校2年、高校の1学年とかね、そういったような形で分けて、それを何校かでお願ひする。各学校500名くらいだと思っんですけど、そういうような形でお願ひしたらいかがかなというように思っんですけど。

池口会長

いかがですか。

事務局

最終的には教育庁、あるいは各市町村の教育委員会とご相談ということになりますので、ご協力を得られるような形でこちらもがんばっていきたく思っっています。

池口会長

そういうことですよ。

そりゃあ、いま黒木さんがうーんとうなっていました、そりゃあ抜きたくないですよ。それが気持ちですけど、ただ実現可能性も考えなくちゃならない。

黒木委員

本当に折り合いなんでしょうけど、やっぱり集計後に9歳から17歳までの意見ですよと実績を示していくことも大切で、出来る限り各層の年齢でアンケートをとっていく方向性で努力してほしいと思います。

事務局

いまのご意見というのは1歳ごとにとれという話ですか。それはどのような形でとればいいのでしょうか。

黒木委員

各学校に依頼するときに、9歳が4年生ですか、とすれば小学校の4・5・6年生とお願いするわけですよ。中学校は1・2・3と、高校は1・2くらいまででしょうか。18歳になりますからね3年生は。それは難しいのでしょうか。

事務局

9歳から17歳までですと、全部で9段階ですか。そうすると3,000を9で割るわけですから、そういうデータの集まり方になるわけですよ。

市川委員

括りとしてはこれでいいと思うんですよ。9歳から11歳、12歳から14歳、15歳から17歳と分けましたよね。ただその調査が、小学校だったら5年生だけ、中学校だったら2年生って絞っちゃわないで、集計はあくまでその括りで3つに分けるくらいでいいと思うんですが、やっぱり4年生と6年生と違うと思うんですよ。だからこの9歳から11歳の括りの中でも全部の子に聞いて欲しいんですよ。その中でデータを出さないと、例えばこの9歳から11歳の中で10歳の子だけに聞いたってという結果じゃなくて、だからこの学校では4年生、この学校では5年生とか、全部5年生とかじゃなくて、この前なんかそういうご提案があったかと思うんですが。中2、高2とか決めないで、あらゆる学年の子にこのアンケート調査をさせて、集計はこの括りでいいと思うんですよ。そういうことだと思うんです。

事務局

そうしますと、地域性などを考慮してやるのが難しくなることも考えられますがいかがですか。また、小学校4年生と6年生でやるというのは同じ学年の子は同じ年齢ばかりではないので、かなり年齢はカバーできるのではとも思うのですが。それでもすべての学年でとなりますと、1学年がほしい、学校にもよりますが300名から400名として、そんなに多くの学校にお願いできなくなります、いかがでしょうか。県下全域でやらなければいけないと思うのですが。都市部だけでというわけにはいかないのではないのでしょうか。なるべく万遍なく聞くという方法で考えますとある程度学年を絞っていかないと、学校側も受けるのが大変なのではとも思うのですが。

佐藤委員

地域性はもちろん大事ですけど、公表していくときに結果としてこれを出して行って、3つの括りにしていくわけで、小学生・中学生・高校生みたいな括りで・・・そうしたときに単学年だけを選んだのって公表したときに、「へえー、4年生から6年生ってこういうふうに感じているんだ」とやっぱり見るんで、それは結果に対して誠実なとり方ではないのではないかと思えるんですね。確かに、この学校は何年生で、この学校は何年生でというお願いの仕方は大変だと思いますけど、標本数自体も滋賀県と比べても千葉のほうが子どもの数も多いですし、6,000でも、それでも少ないと思っているんです。確かに、あちらを立てればこちらが立たずと言いますが、やっぱり括りとしてここで答えてくださいと出す以上、その範囲が全部入っていなければ調査にはなっていないのかなと思います。

黒木委員

この場で結論を出さなくても、もう少し考える時間があるのであれば、もうちょっと考えさせていただけたらありがたいです。

池口会長

研究会としての思いとしては確かに全県的な実施を考えなければいけないんですけど、学年は全県的に絞っていいのじゃなくて、たとえ地域格差があった場合でも、違う学年でそこでやってもらうとかですね、階段方式で学年はトータル的にやってもらえればという方向で、どういう具体論があるか事務局にお考えいただくということと、我々ももう少し具体案を考えてみたいというあたりですかね。

今日の段階ではそういうことでよろしいでしょうか。

会が終わった後は何も意見を出さないということにならないように、そうするとまた事務局を困らせてしまいますので、そういうことのないということで、今日の段階ではすでに時間も時間ですのでこのあたりでまとめておきたいと思います。

今後のことについて事務局のほうからお願いします。

事務局

資料の4をご覧ください。6月16日に次世代育成の県民会議が予定されています。そのときに子どもの権利・参画のための研究会の活動実績、今後の方向なりをご説明していく必要があるわけです。

前回、次世代育成支援の推進作業部会で池口会長のほうから資料4のなかで第2回研究会まで報告していただいておりますけど、その後3回・4回を加えて今回5回目ですが、その協議経過を県民会議のほうへご報告させていただきたいと思っています。その際に今後の方向についても、当日事務局のほうから報告する形になるかと思いますが、資料3の今後の研究会日程のなかで、18年12月という期日について、若干ご議論もあったと存じますが、今週いっぱいくらいのお時間で委員の皆様方からもう少しご意見があればいただいた上で、この日程を付けて事務局で報告させていただきたいというふうに思っています。

この会議終了後、今回の分も含めてメールで最終的には会長さんにご確認いただいた上で、事務局のほうで報告させていただければと考えておりますので、ご了解のほどお願いします。

池口会長

それではただいまの件を了解し、作業も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日は以上で終了したいと思います。

ご苦労様でした。